

【対象事業】（１）施設整備事業について（県直接補助分）

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

（ア）対象事業

都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等を１施設創設することを条件に、広域型施設１施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

（イ）対象施設等（いずれも定員３０名以上の広域型施設に限る。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

（ア）対象事業

介護施設等において、「施設の一部改修（※１）」又は「施設の付帯設備の改造（※２）」に該当する大規模修繕に連動し、介護ロボット導入支援事業及びICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入する事業を対象とする。

※１ 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

※２ 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

（イ）対象施設等

○定員３０名以上の下記施設

- a 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- e 養護老人ホーム
- f 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

○定員２９名以下の下記施設

- a 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- e 認知症高齢者グループホーム

- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- j 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- k 都市型軽費老人ホーム
- l 養護老人ホーム
- m 施設内保育施設

介護施設等における看取り環境整備推進事業

（ア）対象事業

看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修やベッド等設備の整備を行う事業を対象とする。

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d 養護老人ホーム
- e 軽費老人ホーム
- f 認知症高齢者グループホーム
- g 小規模多機能型居宅介護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

共生型サービス事業所の整備推進事業

（ア）対象事業

共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所、本事業完了の日までに指定を受ける見込みの事業所及び創設する事業所において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備を行う事業を対象とする。

（イ）対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）

- a 通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。）
- b 短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。）
- c 小規模多機能型居宅介護事業所
- d 看護小規模多機能型居宅介護事業所

介護職員の宿舎施設整備事業

(ア) 対象事業

介護人材を確保するため、対象施設の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎施設整備（既存建物の買収・改修を含む）を行う事業を対象とする。

(イ) 対象施設等（いずれも定員規模は問わない。）

- a 特別養護老人ホーム
- b 介護老人保健施設
- c 介護医療院
- d ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
- e 認知症高齢者グループホーム
- f 小規模多機能型居宅介護事業所
- g 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- h 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- i 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）